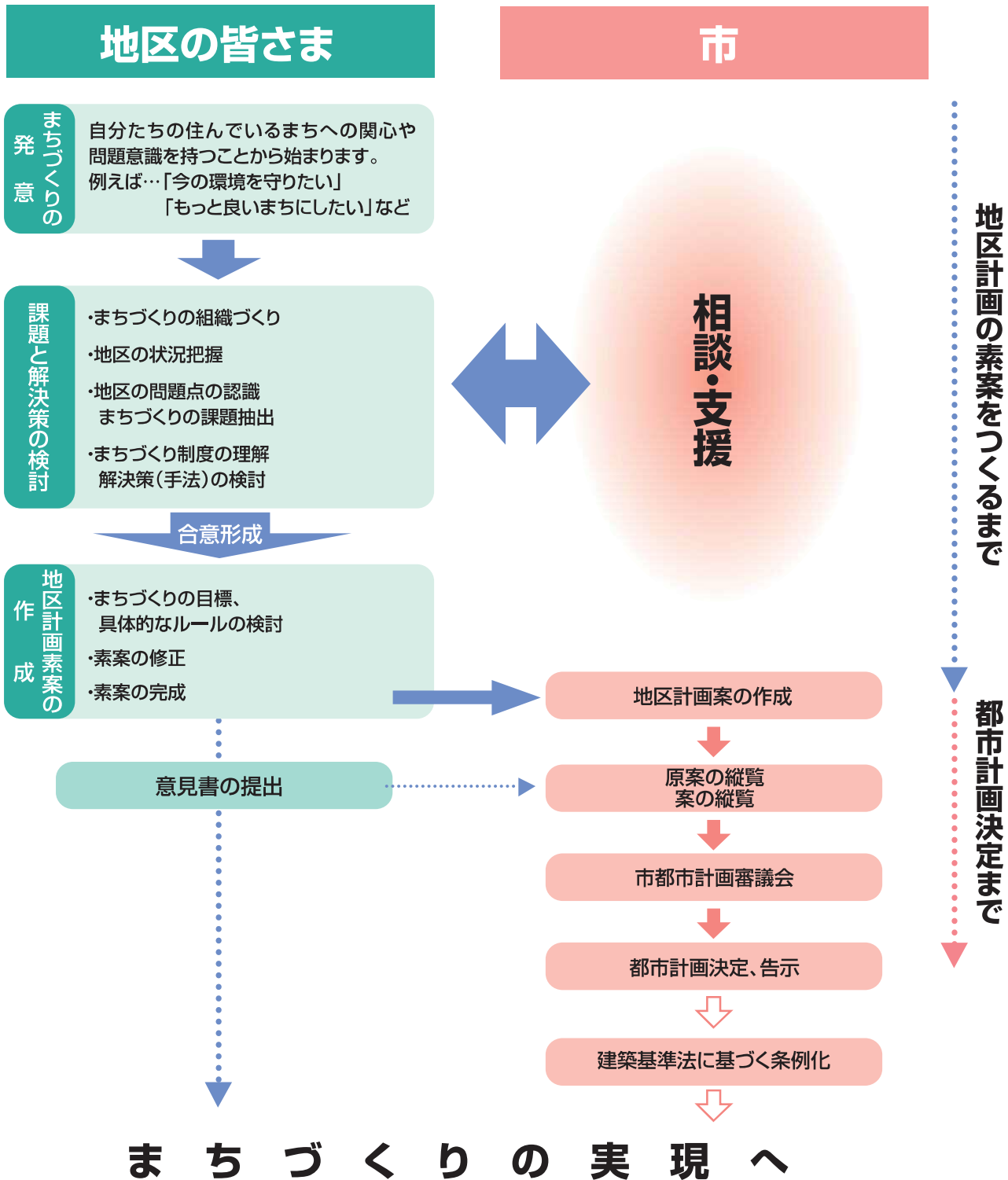


地区計画の作り方(参考例)

地区計画は、地区にお住まいの皆様が、日ごろ「まちづくり」に関する希望や考えを持ち寄り、「まちづくりの案(地区計画の素案)」をつくることから始まります。それに対して、市がお手伝いをします。

また、できあがった「地区計画の素案」は、都市計画法の手続を経ると、「地区計画」として決定されます。



 **さいたま市**



この印刷物は古紙を配合した再生紙と環境にやさしい「大豆油インキ」を使用しています

このパンフレットは3,000部作成し、1部当たりの印刷経費は46,41円です。

問い合わせ先

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

TEL 048-829-1403 FAX 048-829-1979

e-mail toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp URL <http://www.city.saitama.jp>

平成22年11月発行